- ■見積時には、次の項目及び表に掲げる資料を提出してください。
- 1 製造会社名等
- 2 販売会社名等

食品区分	栄養価	検査成績 書	製造工程 表	金属探知機	原材料•添加物	産地証明	放射能検査 *17都県の 産地を含む 場合のみ	食物アレ ルギー 表示	コンタミ ネーション 情報
一般物資	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0
調味料類	(0	0	0	0	0	0	(0)	0	0
豆腐類	-	-	0	0	0	0	(0)	0	0
こんにゃく類	-	-	0	0	0	0	()	0	0
練物類	-	0	0	0	0	0	(0)	0	0
みかんジュース	0	0	0	0	0	0	()	0	0
袋麺	-	0	0	0	0	0	()	0	0
食肉(牛、豚)	-	-	0	0	-	0	(0)	0	0
鶏肉	-	-	0	0	ı	0	(0)	0	0
ベーコン	()	0	0	0	0	0	()	0	0
鶏卵	-	_	0	0	-	0	(0)	_	_
青果物	-	_	-	_	-	0	_	_	_
青果加工品	ı	0	0	0	0	0	(O)	0	0

表中の「()」書については、以下の注意事項により必要な資料を提出すること。

- ① 栄養価について、日本食品標準成分表 2 0 1 5 に記載がないものは、検査機関で検査した結果(エネルギー、たんぱく質、脂質、ナトリウム、カルシウム、ビタミン A、ビタミン B1、ビタミン B2、ビタミン C、鉄、食物繊維、マグネシウム、亜鉛を含む)を提出すること。
- ② 検査成績書は、見積依頼日から起算して過去1年以内に検査機関で検査した結果を提出すること。検査内容については、食品衛生法に定められた成分規格又は衛生規範に該当するものとする。
- ③ 製造工程表は、異物混入防止の観点からできるだけ詳細に記入された資料を提出する こと。特に金属探知機での異物検査について、製造工程上に示すこと。金属探知機での 異物検査がない場合は金属探知機「無」と記載すること。
- ④ 原材料・添加物等配合表は、食物アレルギー表示及び産地表示の観点から、必要な情報が記入された資料を提出すること。
- ⑤ 産地は、原則、国内については都道府県単位で、国外については国単位で記入すること。特に加工食品については原料の原産地を必ず記載すること。産地及び原料の原産地が「日本」と表示されている場合は、成分配合表等で都道府県が分かるように記入すること。
- ⑥ 米・米加工品は、米トレ―サビリティ法に基づき、産地がわかる資料を提出すること。
- ① 国内産の食材産地及び原料の原産地が、原子力災害対策本部が求める検査対象自治体の17都県の場合は、放射性物質(セシウム 134、セシウム 137 を含む)の検査結果を提出すること。

⑧ 食物アレルギー表示は、次の27品目については必ず記入すること。また、27品目について記入されていることがわかる資料を提出すること。

特定原材料(7品目)	特定原材料に準ずる(20品目)				
卵、乳、小麦、そば、落花生、え	あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くる				
び、かに	み、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまい				
	も、りんご、ゼラチン、バナナ、ごま、カシューナッツ				

⑨ 食物アレルギー表示について、コンタミネーションの情報(工場内、製造ライン等) をできるだけ詳細に記入された資料を提出すること。

【注意】次の物資は見積に提出しないでください。

- 1 遺伝子組み替え食品を使用している物資
- 2 特定危険部位を含むおそれのある牛由来原材料を使用している物資